

## 社会福祉法人 室蘭福祉事業協会職員給与規則

平成 6年 4月 1日制定	平成 6年12月 1日改正	平成 7年 3月 1日改正	平成 7年 4月 1日改正
平成 7年 5月24日改正	平成 8年 3月 1日改正	平成 8年 4月 1日改正	平成 9年 3月 1日改正
平成 9年 7月 1日改正	平成 9年 9月 9日改正	平成10年 2月27日改正	平成10年 8月27日改正
平成11年 3月 5日改正	平成11年 3月29日改正	平成12年 2月29日改正	平成12年 3月25日改正
平成12年 5月26日改正	平成13年 3月 8日改正	平成13年 3月29日改正	平成14年 2月28日改正
平成14年 3月25日改正	平成14年 4月 1日改正	平成14年10月10日改正	平成14年12月20日改正
平成15年10月 1日改正	平成17年 3月29日改正	平成17年 5月25日改正	平成17年 6月 8日改正
平成17年 9月22日改正	平成18年 3月28日改正	平成19年 3月29日改正	平成20年 2月25日改正
平成21年 3月24日改正	平成21年 7月29日改正	平成21年10月 9日改正	平成22年 3月25日改正
平成22年 9月 6日改正	平成22年10月 4日改正	平成23年 6月 1日改正	平成23年10月 1日改正
平成24年 3月 2日改正	平成25年 2月20日改正	平成25年10月18日改正	平成28年 3月29日改正
平成28年 9月27日改正	平成29年 2月28日改正	平成29年 3月24日改正	平成29年 4月27日改正
平成29年 8月29日改正	平成30年 2月27日改正	令和 2年 7月28日改正	令和 3年 1月28日改正
令和 4年 3月25日改正	令和 5年 3月24日改正	令和 5年10月20日改正	令和 7年 2月26日改正
令和 7年 3月24日改正	令和 8年 3月25日改正		

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (職員の定義)

第2条 この規則において職員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に定める職員。
- (2) 臨時的任用職員に雇用せられる職員、その他この規則によりがたいと認められる職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。

#### (給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 手当の種類は、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、通勤手当、住居手当、賞与、寒冷地手当、特別奨励金、特殊業務手当、処遇改善手当、待機手当、年末年始勤務手当、奨学金支援手当、役職手当及び退職手当とする。

#### (死亡職員の取扱)

第4条 この規則に基づき給与を受ける職員が死亡した場合においては、その職員に支給すべき給与は職員の遺族又は、職員の死亡当時その収入によって生計を維持した者に支給する。

#### (給与の支払)

第5条 この規則に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申し出があったときは、その者に対する給与の全部又は一部を口座振替の方法によって支払うことができる。

- 2 職員に支給する給与から理事長は、次の各号に掲げるものを控除することができる。
  - (1) 公課金及びこれに準ずるもの。
  - (2) 一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会（以下「北海道民間共済会」という。）定款に基づく掛金、職員出資金及び借入返済金等。
  - (3) 職員の過半数を代表する者と書面による控除協定によるもの。

## 第2章 給料

### (給料の基準)

第6条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬で、第3条第2項の手当を除いたものとする。

### (正規の勤務時間)

第7条 正規の勤務時間とは、就業規則第20条に規定する勤務時間をいう。

### (給料及び給料表)

第8条 職員の給料は、別表1 年齢給表、別表2 職能給表による。

2 給料表の資格等級は、別表3の職能資格等級基準に定めるところによる。

3 他の職員との均衡上必要と認められるときは、前項の規定にかかわらず暫定給を定めることができる。

### (初任給、昇格の基準)

第9条 新たに採用する職員の号俸は、別表3の職能資格等級基準及び別表4の初任給給与格付け基準並びに別表5の経験年数換算表によって決定する。

2 職員を昇格させる場合には、人事考課昇格基準に則った手順を経て決定する。

### (昇給の基準)

第10条 職員の昇格・昇給については、人事考課結果を参考として決定するものとする。ただし、中途採用者に関しては、

(1) 7月1日以前の採用者は、採用翌年度4月の昇給は通常の人事考課結果を踏まえた昇給号俸の3/4の昇給とする。

(2) 7月2日から10月1日までの採用者は、採用翌年度4月の昇給は通常の人事考課結果を踏まえた昇給号俸の1/2の昇給とする。

(3) 10月2日から12月1日までの採用者は、採用翌年度4月の昇給は通常の人事考課結果を踏まえた昇給号俸の1/4の昇給とする。

(4) 12月1日以降の採用者は、採用翌年度4月の昇給はしない。

2 前項の規定する昇給は、予算の範囲内で行なわれなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

### (給与期間)

第11条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、その月の初めから、その月の末日までとして給与全額を支給する。

2 給与期間の支給日は、毎月21日（支給日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い日で日曜日、土曜日又は休日でない日）とする。

### (給料支給の始期及び終期)

第12条 給料は、新たに職員となった場合は、発令の日から日割計算によって支給する。

2 職員の給料月額に異動が生じたときは、その発令の日から改定した給与月額によって支給する。

3 職員が離職したときは、その日までの日割り計算によって支給する。

4 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

### (勤務を欠いたときの給料)

第13条 職員が休日、年次有給休暇、勤務の特免された時間又は期間及び休憩時間以外において執務を欠いた日又は時間については日割計算又は時間割計算によって給料を減ずる。ただし、執務を欠くことについて特に理事長の承認を得たときは全部又は一部を減額しないことができる。

### (日割及び時間割の計算方法)

第14条 給料月額の日割額は、その月の現日数から就業規則第24条に規定する休日を差し引いた日数で除

して得た額とし、時間割額は、給料月額に12を乗じ、その額を勤務日に割り振られた1年間の勤務時間で除して得た額とする。

### 第3章 扶養手当

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に支給する。

(扶養親族)

第16条 扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 障害の状態にある者
- (7) その他満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は満60歳以上の者で理事長が扶養家族と認めた者

(扶養手当の月額)

第17条 扶養手当の月額は、前条第1号及び同条第3号から第7号までに掲げる扶養親族1人につき6,000円とし、同条第2号に掲げる扶養親族1人につき9,000円とする。

2 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の申請)

第18条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は理事長が別に定める手続きによって届出しなければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第16条第2号、第3号、第5又は第7号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(扶養手当の始期及び終期)

第19条 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前条第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合、又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった

場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で、扶養親族たる配偶者のないものが、配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員について、当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、又は同条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（扶養手当の支給）

第20条 第11条の規定は、扶養手当の支給についてこれを準用する。

#### 第4章 時間外勤務手当

（時間外勤務手当）

第21条 職員が正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、時間外勤務手当を支給する。

2 前項の時間外勤務手当は、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第22条 休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員（正規の勤務時間を割り振られた職員を除く。）には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の135を休日勤務手当として支給する。

2 前項の休日とは、就業規則第24条に規定する日をいう。

（夜勤手当）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員には、勤務1回につき4,300円を支給する。

（勤務1時間当りの給与額）

第24条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当の勤務1時間当りの給与額は、給料の月額に特殊業務手当、役職手当及び処遇改善手当を加えた額に12を乗じ、その額を勤務日に割り振られた1年間の勤務時間で除して得た額とする。

（時間外勤務等の時間計算）

第25条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数の計算は、その給与時間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、その場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし30分未満のときは切り捨てる。

（支給日）

第26条 この章に規定する手当は、その月分を翌月の給与支給日にこれを支給する。

#### 第5章 通勤手当、住居手当

（通勤手当）

第27条 通勤手当は、通勤に要する距離が概ね片道2キロメートル以上であって、次の各号に掲げる職員にこれを支給する。

（1） 交通機関を利用し、かつその運賃を負担することを常例とする職員

- (2) 自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は40,000円を限度とし、その者が通勤のため負担する運賃相当額とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。
- (1) 自動車その他の交通の用具の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道10キロメートル未満である職員4,200円
- (2) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員7,300円
- (3) 使用距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である職員13,500円
- (4) 使用距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である職員19,700円
- (5) 使用距離が片道35キロメートル以上である職員25,900円
- 4 第1項第2号に掲げる職員が、通勤のため有料の駐車場を使用することを常例とする場合は、月額5,500円を限度とし、その実費を第3項に掲げる額に加算することができる。
- 5 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について必要に応じて定期乗車券等の提示を求めることができる。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額7,000円を超える家賃等を支払っている職員。ただし、次に掲げる者との間において賃貸借契約を締結し、当該契約に基づき借り受けた住宅に居住している職員は除く。
- ア 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- イ 職員又はその配偶者の三親等内の親族
- (2) その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主（理事長が別に定めるこれに準ずる職員を含む。）であるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額18,000円以下の家賃等を支払っている職員  
家賃等の月額から7,000円を控除した額
- イ 月額18,000円を超える家賃等を支払っている職員  
家賃等の月額から18,000円を控除した2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員7,000円（当該住宅が当該職員その他理事長が別に定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は、8,500円）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第6章 賞与、寒冷地手当及び特別奨励金

(賞与)

- 第29条 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対し、欠勤状況、人事考課結果、法人の経営状況を考慮して支給する。
- 2 賞与の額は、基準日現在の給料及び扶養手当の月額合計額に、6月に支給する場合においては2.1、12月に支給する場合においては2.3を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

(賞与の支給)

第30条 賞与の支給日は、6月に支給する場合においては6月14日、12月に支給する場合においては12月10日（支給日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）とする。

(寒冷地手当)

第31条 寒冷地手当は、10月31日（以下「基準日」という。）に在職する職員に対して支給する。基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の2月末日までの間に採用となった者に対しても同様とする。

2 寒冷地手当の額は、基準日現在における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族が3人以上ある職員にあつては190,300円、扶養親族が1人又は2人ある職員にあつては165,100円、扶養親族のない職員にあつては99,300円とし、その他の職員にあつては63,400円とする。

3 前項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の2月末日までの間に、次に掲げる事由が生じた場合（理事長が定める場合を除く。）には、当該職員に、その事由が生じた日における当該職員の世帯等の区分の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって、基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して理事長が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

- (1) 世帯等の区分の変更
- (2) 職員でなくなること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が定める理由

4 この規則において規定する職員の世帯等の区分は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 世帯主

主としてその者の収入により、世帯の生計を支えていると認められる職員で次に掲げる者をいう。

ア 扶養親族のある職員

(ア) 給与規則第15条に規定する扶養親族を有する者

(イ) 扶養手当の支給を受けないが事実上扶養する同居の2親等以内の親族を有する者

(ウ) 扶養手当の支給を受けず、かつ、勤務先等から寒冷地手当の支給（現物支給を含む。）を受けない妻たる配偶者を有する者

イ 扶養親族のない職員

扶養親族を有しないが、居住のため独立家屋を構えている者又は下宿、寮、寄宿舎等に居住して独立の生計を維持している者

(2) その他

前号に掲げる以外の者

5 第3項の規定により、追給することとなる場合にあつては基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の2月末日までの期間とし、返納させることとなる場合にあつては、基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の1月末日までの期間とし、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

時 期 の 区 分	割 合
基準日の翌日から11月末日まで	100分の80
12月1日から12月末日まで	100分の60
1月1日から1月末日まで	100分の40
2月1日から2月末日まで	100分の20

6 寒冷地手当は、基準日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

7 世帯区分の確認は、職員が世帯区分調査表又は職員の世帯区分調査報告書（家族認定調書）を提出し、施設の長を経て常務理事の認定を受けなければならない。

(特別奨励金)

第31条の2 法人の収支決算状況に鑑み、職員に特別奨励金を支給することができる。

2 特別奨励金の支給対象、支給額及び支給日は、理事会に諮り理事長が決定する。

## 第7章 特殊業務手当、資格手当、処遇改善手当及び待機手当等

(特殊業務手当)

第32条 特殊業務手当は、別表6に定める業務を命じられた職員に、業務負荷を勘案し、給与の是正・調整を図るため支給する。なお、本手当の月額別表6のとおりとする。

第33条 削除

第34条 削除

(処遇改善手当)

第35条 処遇改善手当は、処遇改善加算制度の趣旨を踏まえ、次の各号により月額支給する。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 介護職      | 14,000円 |
| (2) 保育士      | 14,000円 |
| (3) 支援員及び看護職 | 8,000円  |
| (4) その他の職員   | 6,000円  |

(待機手当)

第36条 待機手当は、就業規則に定める休日及び時間外において、入所者の処置を要する場合に備え、自宅待機を命じられた職員に支給する。

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

- |               |       |        |
|---------------|-------|--------|
| (1) 休日        | 1回につき | 1,500円 |
| (2) 勤務日の勤務時間外 | 1回につき | 500円   |

(支給日)

第37条 特殊業務手当及び処遇改善手当は給料支給日に支給する。

2 待機手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(手当額の特例)

第38条 特殊業務手当及び処遇改善手当は、業務に従事した日数が1月について15日に満たない場合におけるその月の当該手当の額は、当該規定により受けるべき額の100分の50に相当する額とする。ただし、業務等に従事した日数が5日に満たない場合は、手当を支給しない。

第39条 削除

(年末年始勤務手当)

第40条 年末年始勤務手当は、正規の勤務時間による勤務が、年末年始において行われる勤務に従事した職員に支給する。

2 前項の年末年始とは、12月29日から1月3日までとする。ただし、保育所にあつては、12月31日から1月5日までとする。

3 第1項の手当の額は、1回につき1,500円とする。

(奨学金支援手当)

第40条の2 奨学金支援手当は、指定幼稚園教諭・保育士養成学校在学中(入学直前を含む)に貸与を受けた奨学金を返済している保育士のうち、室蘭市保育士・幼稚園教諭奨学金返済支援事業(以下「室蘭市支援

- 事業」という。)の助成対象職員に支給する。
- 2 前項の手当の額は、月額20,000円を上限とし、室蘭市支援事業の助成額の範囲内とする。
  - 3 奨学金支援手当は、給与支給日に支給する。

## 第8章 役職手当

(役職手当)

- 第41条 役職手当は、別表8に定める職位にある職員に対し、業務負荷を勘案し、給与の是正・調整を図るため支給する。なお、本手当の月額別表8のとおりとする。
- 2 職員が休暇、欠勤、その他の事由により月の1日から末日までの期間全日数にわたって、その職務に従事しないときは、役職手当を支給しない。

(時間外勤務手当等に関する規定の除外)

- 第42条 第21条、第22条、第32条及び第40条の規定は、別表9に定める管理職には適用しない。

(支給方法)

- 第43条 役職手当の支給日、その他支給について必要な事項は、給料支給の例による。

## 第9章 退職手当

(退職手当)

- 第44条 退職手当は、勤続期間が1年以上の職員が退職した場合にその者(死亡による退職の場合はその遺族)に支給する。ただし、就業規則の定めるところにより懲戒解雇された者に対しては支給しない。
- 2 退職手当は、独立行政法人福祉医療機構並びに一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会との退職手当共済契約に基づき支給するものとする。

## 第10章 休職職員の給与等

(休職職員の給与)

- 第45条 休職を命ぜられた職員に対する給与は、前各章の規定にかかわらず、この章に定めるところによる。

(休職職員の給与基準)

- 第46条 休職を命ぜられた職員に対しては、給料、扶養手当及び住居手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)を発令の翌月からその休職期間が満1年に達するまでは、次の各号により支給する。
- (1) 心身の故障のため休職を命ぜられた職員  
給与月額の10分の8
  - (2) 刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた職員  
給与月額の10分の6以内
- 2 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた職員にはその休職の期間中給与の全額を支給する。
  - 3 休職中の職員が復職又は退職したときの給与月額は、次の各号に従って支給する。
    - (1) 復職を命ぜられたときは、発令の日から改定給与月額の日割り計算によって支給する。
    - (2) 第12条第3項及び第4項の規定は、休職給の支給についてこれを準用する。
  - 4 第29条、第30条、第31条の給与は、第1項第1号及び第2号に規定する休職中の職員にこれを支給する。
  - 5 前項の給与がその者の受ける給与日額又は給与の一部を基礎として算定されるものである場合は、その者が現に受ける休職給月額又は休職給の一部をもって算定の基礎とする。
  - 6 第4項に規定する給与のうち、賞与の額については、第29条第2項中「2. 1」を「1. 1」、「2. 3」を「1. 3」として算定して得た額を支給する。
  - 7 第4項に規定する給与のうち、寒冷地手当の定額については、第1項第1号、第2項に規定する給与基準の例により算出して得た額を支給する。

(育児休業、介護休業等における給与等の取扱い)

第46条の2 職員が、育児休業、介護休業等の適用を受けることになった場合における給与等の支払いについては、育児休業、介護休業等に関する規則に定めるところによる。

## 第11章 雑則

(補則)

第47条 この規則に定めるもののほか職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に際し、従前の規則によって実施された給与に関する決定は、この規則に基づいてなされたものとする。
- 3 次に掲げる規則は、この規則施行の日からこれを廃止する。

社会福祉法人室蘭福祉事業協会保育所給与規則

社会福祉法人室蘭福祉事業協会白鳥ハイツ給与規則

社会福祉法人室蘭福祉事業協会デイ・サービスセンター給与規則

附 則

この規則は、平成6年12月1日から施行し、改正後の規則の規定は平成6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成7年3月1日から施行し、改正後の規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年5月24日から施行し、改正後の規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成8年3月1日から施行し、改正後の規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年3月1日から施行し、改正後の規則第8条の規定については、平成8年4月1日から適用するものとし、第33条の規定については、平成9年1月1日から適用するものとする。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与、並びに手当は、改正後の規則の規定による給与並びに手当の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成9年7月1日から施行し、改正後の規則の規定は平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年9月9日から施行し、改正後の規則の規定は平成9年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則第29条第2項の規定は、平成10年6月2日から施行する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成10年8月27日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年10月10日から施行し、平成14年5月1日からの給与から適用する。
- 2 改正前の規則の規定に基づいて、適用の日から施行の日の前日までの間に支払われた時間外勤務手当は、改正後の規則の規定により支払われた時間外勤務の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月8日から施行し、第3条第2項及び第39条の改正は平成15年1月1日から、第38条第2項の改正は平成16年12月1日から、第42条第2項の改正は平成15年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。ただし、改正前の規定により住居手当の支給を受けている職員は、第28条第1項第1号ただし書きの規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月28日から施行し、令和3年1月1日から適用する。ただし、別表6特殊業務手当の月額支給額の改正は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年10月20日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に休職を命ぜられた職員は、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和7年2月26日から施行し、改正後の規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第17条第1項中「6,000円」は、職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうちの1人については「9,000円」と読み替える。この場合において、配偶者に異動があつた場合は、第18条の例による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 年齡給表

年齡給表A	
年齡	金額
18	105,000
19	105,500
20	106,000
21	106,500
22	107,000
23	107,500
24	108,000
25	108,500
26	109,300
27	110,100
28	110,900
29	111,700
30	112,500
31	113,300
32	114,100
33	114,900
34	115,700
35	116,500
36	117,300
37	118,100
38	118,900
39	119,700
40	120,500
41	121,500
42	122,500
43	123,500
44	124,500
45	125,500
46	126,500
47	127,500
48	128,500
49	129,500
50	130,500
51	131,000
52	131,500
53	132,000
54	132,500
55	133,000
56	133,000
57	133,000
58	133,000
59	133,000
60	133,000
61	133,000
62	133,000
63	133,000
64	133,000
65	133,000

別表2 職能給表

級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-	2,800	3,500	4,200	17,700	17,700
1号俸	41,900	49,100	58,600	70,600	93,100	120,800
2号俸	42,175	49,400	58,925	70,950	93,475	121,200
3号俸	42,450	49,700	59,250	71,300	93,850	121,600
4号俸	42,725	50,000	59,575	71,650	94,225	122,000
5号俸	43,000	50,300	59,900	72,000	94,600	122,400
6号俸	43,275	50,600	60,225	72,350	94,975	122,800
7号俸	43,550	50,900	60,550	72,700	95,350	123,200
8号俸	43,825	51,200	60,875	73,050	95,725	123,600
9号俸	44,100	51,500	61,200	73,400	96,100	124,000
10号俸	44,375	51,800	61,525	73,750	96,475	124,400
11号俸	44,650	52,100	61,850	74,100	96,850	124,800
12号俸	44,925	52,400	62,175	74,450	97,225	125,200
13号俸	45,200	52,700	62,500	74,800	97,600	125,600
14号俸	45,475	53,000	62,825	75,150	97,975	126,000
15号俸	45,750	53,300	63,150	75,500	98,350	126,400
16号俸	46,025	53,600	63,475	75,850	98,725	126,800
17号俸	46,300	53,900	63,800	76,200	99,100	127,200
18号俸	46,575	54,200	64,125	76,550	99,475	127,600
19号俸	46,850	54,500	64,450	76,900	99,850	128,000
20号俸	47,125	54,800	64,775	77,250	100,225	128,400
21号俸	47,400	55,100	65,100	77,600	100,600	128,800
22号俸	47,675	55,400	65,425	77,950	100,975	129,200
23号俸	47,950	55,700	65,750	78,300	101,350	129,600
24号俸	48,225	56,000	66,075	78,650	101,725	130,000
25号俸	48,500	56,300	66,400	79,000	102,100	130,400
26号俸	48,775	56,600	66,725	79,350	102,475	130,800
27号俸	49,050	56,900	67,050	79,700	102,850	131,200
28号俸	49,325	57,200	67,375	80,050	103,225	131,600
29号俸	49,600	57,500	67,700	80,400	103,600	132,000
30号俸	49,875	57,800	68,025	80,750	103,975	132,400
31号俸	50,150	58,100	68,350	81,100	104,350	132,800
32号俸	50,425	58,400	68,675	81,450	104,725	133,200
33号俸	50,700	58,700	69,000	81,800	105,100	133,600
34号俸	50,975	59,000	69,325	82,150	105,475	134,000
35号俸	51,250	59,300	69,650	82,500	105,850	134,400
36号俸	51,525	59,600	69,975	82,850	106,225	134,800
37号俸	51,800	59,900	70,300	83,200	106,600	135,200
38号俸	52,075	60,200	70,625	83,550	106,975	135,600
39号俸	52,350	60,500	70,950	83,900	107,350	136,000
40号俸	52,625	60,800	71,275	84,250	107,725	136,400
41号俸	52,900	61,100	71,600	84,600	108,100	136,800
42号俸	53,175	61,400	71,925	84,950	108,475	137,200
43号俸	53,450	61,700	72,250	85,300	108,850	137,600
44号俸	53,725	62,000	72,575	85,650	109,225	138,000
45号俸	54,000	62,300	72,900	86,000	109,600	138,400
46号俸	54,275	62,600	73,225	86,350	109,975	138,800
47号俸	54,550	62,900	73,550	86,700	110,350	139,200
48号俸	54,825	63,200	73,875	87,050	110,725	139,600
49号俸	55,100	63,500	74,200	87,400	111,100	140,000
50号俸	55,375	63,800	74,525	87,750	111,475	140,400
51号俸	55,650	64,100	74,850	88,100	111,850	140,800
52号俸	55,925	64,400	75,175	88,450	112,225	141,200
53号俸	56,200	64,700	75,500	88,800	112,600	141,600
54号俸	56,475	65,000	75,825	89,150	112,975	142,000
55号俸	56,750	65,300	76,150	89,500	113,350	142,400
56号俸	57,025	65,600	76,475	89,850	113,725	142,800
57号俸	57,300	65,900	76,800	90,200	114,100	143,200
58号俸	57,575	66,200	77,125	90,550	114,475	143,600
59号俸	57,850	66,500	77,450	90,900	114,850	144,000
60号俸	58,125	66,800	77,775	91,250	115,225	144,400
61号俸	58,400	67,100	78,100	91,600	115,600	144,800
62号俸	58,675	67,400	78,425	91,950	115,975	145,200
63号俸	58,950	67,700	78,750	92,300	116,350	145,600
64号俸	59,225	68,000	79,075	92,650	116,725	146,000
65号俸	59,500	68,300	79,400	93,000	117,100	146,400
66号俸	59,775	68,600	79,725	93,350	117,475	146,800
67号俸	60,050	68,900	80,050	93,700	117,850	147,200
68号俸	60,325	69,200	80,375	94,050	118,225	147,600
69号俸	60,600	69,500	80,700	94,400	118,600	148,000
70号俸	60,875	69,800	81,025	94,750	118,975	148,400

別表2 職能給表

級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-	2,800	3,500	4,200	17,700	17,700
71号俵	61,150	70,100	81,350	95,100	119,350	148,800
72号俵	61,425	70,400	81,675	95,450	119,725	149,200
73号俵	61,700	70,700	82,000	95,800	120,100	149,600
74号俵	61,975	71,000	82,325	96,150	120,475	150,000
75号俵	62,250	71,300	82,650	96,500	120,850	150,400
76号俵	62,525	71,600	82,975	96,850	121,225	150,800
77号俵	62,800	71,900	83,300	97,200	121,600	151,200
78号俵	63,075	72,200	83,625	97,550	121,975	151,600
79号俵	63,350	72,500	83,950	97,900	122,350	152,000
80号俵	63,625	72,800	84,275	98,250	122,725	152,400
81号俵	63,900	73,100	84,600	98,600	123,100	152,800
82号俵	64,175	73,400	84,925	98,950	123,475	153,200
83号俵	64,450	73,700	85,250	99,300	123,850	153,600
84号俵	64,725	74,000	85,575	99,650	124,225	154,000
85号俵	65,000	74,300	85,900	100,000	124,600	154,400
86号俵	65,275	74,600	86,225	100,350	124,975	154,800
87号俵	65,550	74,900	86,550	100,700	125,350	155,200
88号俵	65,825	75,200	86,875	101,050	125,725	155,600
89号俵	66,100	75,500	87,200	101,400	126,100	156,000
90号俵	66,375	75,800	87,525	101,750	126,475	156,400
91号俵	66,650	76,100	87,850	102,100	126,850	156,800
92号俵	66,925	76,400	88,175	102,450	127,225	157,200
93号俵	67,200	76,700	88,500	102,800	127,600	157,600
94号俵	67,475	77,000	88,825	103,150	127,975	158,000
95号俵	67,750	77,300	89,150	103,500	128,350	158,400
96号俵	68,025	77,600	89,475	103,850	128,725	158,800
97号俵	68,300	77,900	89,800	104,200	129,100	159,200
98号俵	68,575	78,200	90,125	104,550	129,475	159,600
99号俵	68,850	78,500	90,450	104,900	129,850	160,000
100号俵	69,125	78,800	90,775	105,250	130,225	160,400
101号俵	69,400	79,100	91,100	105,600	130,600	160,800
102号俵	69,675	79,400	91,425	105,950	130,975	161,200
103号俵	69,950	79,700	91,750	106,300	131,350	161,600
104号俵	70,225	80,000	92,075	106,650	131,725	162,000
105号俵	70,500	80,300	92,400	107,000	132,100	162,400
106号俵	70,775	80,600	92,725	107,350	132,475	162,800
107号俵	71,050	80,900	93,050	107,700	132,850	163,200
108号俵	71,325	81,200	93,375	108,050	133,225	163,600
109号俵	71,600	81,500	93,700	108,400	133,600	164,000
110号俵	71,875	81,800	94,025	108,750	133,975	164,400
111号俵	72,150	82,100	94,350	109,100	134,350	164,800
112号俵	72,425	82,400	94,675	109,450	134,725	165,200
113号俵	72,700	82,700	95,000	109,800	135,100	165,600
114号俵	72,975	83,000	95,325	110,150	135,475	166,000
115号俵	73,250	83,300	95,650	110,500	135,850	166,400
116号俵	73,525	83,600	95,975	110,850	136,225	166,800
117号俵	73,800	83,900	96,300	111,200	136,600	167,200
118号俵	74,075	84,200	96,625	111,550	136,975	167,600
119号俵	74,350	84,500	96,950	111,900	137,350	168,000
120号俵	74,625	84,800	97,275	112,250	137,725	168,400
121号俵	74,900	85,100	97,600	112,600	138,100	168,800
122号俵	75,175	85,400	97,925	112,950	138,475	169,200
123号俵	75,450	85,700	98,250	113,300	138,850	169,600
124号俵	75,725	86,000	98,575	113,650	139,225	170,000
125号俵	76,000	86,300	98,900	114,000	139,600	170,400
126号俵	76,275	86,600	99,225	114,350	139,975	170,800
127号俵	76,550	86,900	99,550	114,700	140,350	171,200
128号俵	76,825	87,200	99,875	115,050	140,725	171,600
129号俵	77,100	87,500	100,200	115,400	141,100	172,000
130号俵	77,375	87,800	100,525	115,750	141,475	172,400
131号俵	77,650	88,100	100,850	116,100	141,850	172,800
132号俵	77,925	88,400	101,175	116,450	142,225	173,200
133号俵	78,200	88,700	101,500	116,800	142,600	173,600
134号俵	78,475	89,000	101,825	117,150	142,975	174,000
135号俵	78,750	89,300	102,150	117,500	143,350	174,400
136号俵	79,025	89,600	102,475	117,850	143,725	174,800
137号俵	79,300	89,900	102,800	118,200	144,100	175,200
138号俵	79,575	90,200	103,125	118,550	144,475	175,600
139号俵	79,850	90,500	103,450	118,900	144,850	176,000
140号俵	80,125	90,800	103,775	119,250	145,225	176,400

別表2 職能給表

級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-	2,800	3,500	4,200	17,700	17,700
141号俵	80,400	91,100	104,100	119,600	145,600	176,800
142号俵	80,675	91,400	104,425	119,950	145,975	177,200
143号俵	80,950	91,700	104,750	120,300	146,350	177,600
144号俵	81,225	92,000	105,075	120,650	146,725	178,000
145号俵	81,500	92,300	105,400	121,000	147,100	178,400
146号俵	81,775	92,600	105,725	121,350	147,475	178,800
147号俵	82,050	92,900	106,050	121,700	147,850	179,200
148号俵	82,325	93,200	106,375	122,050	148,225	179,600
149号俵	82,600	93,500	106,700	122,400	148,600	180,000
150号俵	82,875	93,800	107,025	122,750	148,975	180,400
151号俵	83,150	94,100	107,350	123,100	149,350	180,800
152号俵	83,425	94,400	107,675	123,450	149,725	181,200
153号俵	83,700	94,700	108,000	123,800	150,100	181,600
154号俵	83,975	95,000	108,325	124,150	150,475	182,000
155号俵	84,250	95,300	108,650	124,500	150,850	182,400
156号俵	84,525	95,600	108,975	124,850	151,225	182,800
157号俵	84,800	95,900	109,300	125,200	151,600	183,200
158号俵	85,075	96,200	109,625	125,550	151,975	183,600
159号俵	85,350	96,500	109,950	125,900	152,350	184,000
160号俵	85,625	96,800	110,275	126,250	152,725	184,400
161号俵	85,900	97,100	110,600	126,600	153,100	184,800
162号俵	86,175	97,400	110,925	126,950	153,475	185,200
163号俵	86,450	97,700	111,250	127,300	153,850	185,600
164号俵	86,725	98,000	111,575	127,650	154,225	186,000
165号俵	87,000	98,300	111,900	128,000	154,600	186,400
166号俵	87,275	98,600	112,225	128,350	154,975	186,800
167号俵	87,550	98,900	112,550	128,700	155,350	187,200
168号俵	87,825	99,200	112,875	129,050	155,725	187,600
169号俵	88,100	99,500	113,200	129,400	156,100	188,000
170号俵	88,375	99,800	113,525	129,750	156,475	188,400
171号俵	88,650	100,100	113,850	130,100	156,850	188,800
172号俵	88,925	100,400	114,175	130,450	157,225	189,200
173号俵	89,200	100,700	114,500	130,800	157,600	189,600
174号俵	89,475	101,000	114,825	131,150	157,975	190,000
175号俵	89,750	101,300	115,150	131,500	158,350	190,400
176号俵	90,025	101,600	115,475	131,850	158,725	190,800
177号俵	90,300	101,900	115,800	132,200	159,100	191,200
178号俵	90,575	102,200	116,125	132,550	159,475	191,600
179号俵	90,850	102,500	116,450	132,900	159,850	192,000
180号俵	91,125	102,800	116,775	133,250	160,225	192,400
181号俵	91,400	103,100	117,100	133,600	160,600	192,800
182号俵	91,675	103,400	117,425	133,950	160,975	193,200
183号俵	91,950	103,700	117,750	134,300	161,350	193,600
184号俵	92,225	104,000	118,075	134,650	161,725	194,000
185号俵	92,500	104,300	118,400	135,000	162,100	194,400
186号俵	92,775	104,600	118,725	135,350	162,475	194,800
187号俵	93,050	104,900	119,050	135,700	162,850	195,200
188号俵	93,325	105,200	119,375	136,050	163,225	195,600
189号俵	93,600	105,500	119,700	136,400	163,600	196,000
190号俵	93,875	105,800	120,025	136,750	163,975	196,400
191号俵	94,150	106,100	120,350	137,100	164,350	196,800
192号俵	94,425	106,400	120,675	137,450	164,725	197,200
193号俵	94,700	106,700	121,000	137,800	165,100	197,600
194号俵	94,975	107,000	121,325	138,150	165,475	198,000
195号俵	95,250	107,300	121,650	138,500	165,850	198,400
196号俵	95,525	107,600	121,975	138,850	166,225	198,800
197号俵	95,800	107,900	122,300	139,200	166,600	199,200
198号俵	96,075	108,200	122,625	139,550	166,975	199,600
199号俵	96,350	108,500	122,950	139,900	167,350	200,000
200号俵	96,625	108,800	123,275	140,250	167,725	200,400
201号俵	96,900	109,100	123,600	140,600	168,100	200,800
202号俵	97,175	109,400	123,925	140,950	168,475	201,200
203号俵	97,450	109,700	124,250	141,300	168,850	201,600
204号俵	97,725	110,000	124,575	141,650	169,225	202,000
205号俵	98,000	110,300	124,900	142,000	169,600	202,400
206号俵	98,275	110,600	125,225	142,350	169,975	202,800
207号俵	98,550	110,900	125,550	142,700	170,350	203,200
208号俵	98,825	111,200	125,875	143,050	170,725	203,600
209号俵	99,100	111,500	126,200	143,400	171,100	204,000
210号俵	99,375	111,800	126,525	143,750	171,475	204,400

別表2 職能給表

級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-	2,800	3,500	4,200	17,700	17,700
211号俵	99,650	112,100	126,850	144,100	171,850	204,800
212号俵	99,925	112,400	127,175	144,450	172,225	205,200
213号俵	100,200	112,700	127,500	144,800	172,600	205,600
214号俵	100,475	113,000	127,825	145,150	172,975	206,000
215号俵	100,750	113,300	128,150	145,500	173,350	206,400
216号俵	101,025	113,600	128,475	145,850	173,725	206,800
217号俵	101,300	113,900	128,800	146,200	174,100	207,200
218号俵	101,575	114,200	129,125	146,550	174,475	207,600
219号俵	101,850	114,500	129,450	146,900	174,850	208,000
220号俵	102,125	114,800	129,775	147,250	175,225	208,400
221号俵	102,400	115,100	130,100	147,600	175,600	208,800
222号俵	102,675	115,400	130,425	147,950	175,975	209,200
223号俵	102,950	115,700	130,750	148,300	176,350	209,600
224号俵	103,225	116,000	131,075	148,650	176,725	210,000
225号俵	103,500	116,300	131,400	149,000	177,100	210,400
226号俵	103,775	116,600	131,725	149,350	177,475	210,800
227号俵	104,050	116,900	132,050	149,700	177,850	211,200
228号俵	104,325	117,200	132,375	150,050	178,225	211,600
229号俵	104,600	117,500	132,700	150,400	178,600	212,000
230号俵	104,875	117,800	133,025	150,750	178,975	212,400
231号俵	105,150	118,100	133,350	151,100	179,350	212,800
232号俵	105,425	118,400	133,675	151,450	179,725	213,200
233号俵	105,700	118,700	134,000	151,800	180,100	213,600
234号俵	105,975	119,000	134,325	152,150	180,475	214,000
235号俵	106,250	119,300	134,650	152,500	180,850	214,400
236号俵	106,525	119,600	134,975	152,850	181,225	214,800
237号俵	106,800	119,900	135,300	153,200	181,600	215,200
238号俵	107,075	120,200	135,625	153,550	181,975	215,600
239号俵	107,350	120,500	135,950	153,900	182,350	216,000
240号俵	107,625	120,800	136,275	154,250	182,725	216,400
241号俵	107,900	121,100	136,600	154,600	183,100	216,800
242号俵	108,175	121,400	136,925	154,950	183,475	217,200
243号俵	108,450	121,700	137,250	155,300	183,850	217,600
244号俵	108,725	122,000	137,575	155,650	184,225	218,000
245号俵	109,000	122,300	137,900	156,000	184,600	218,400
246号俵	109,275	122,600	138,225	156,350	184,975	218,800
247号俵	109,550	122,900	138,550	156,700	185,350	219,200
248号俵	109,825	123,200	138,875	157,050	185,725	219,600
249号俵	110,100	123,500	139,200	157,400	186,100	220,000
250号俵	110,375	123,800	139,525	157,750	186,475	220,400
251号俵	110,650	124,100	139,850	158,100	186,850	220,800
252号俵	110,925	124,400	140,175	158,450	187,225	221,200
253号俵	111,200	124,700	140,500	158,800	187,600	221,600
254号俵	111,475	125,000	140,825	159,150	187,975	222,000
255号俵	111,750	125,300	141,150	159,500	188,350	222,400
256号俵	112,025	125,600	141,475	159,850	188,725	222,800
257号俵	112,300	125,900	141,800	160,200	189,100	223,200
258号俵	112,575	126,200	142,125	160,550	189,475	223,600
259号俵	112,850	126,500	142,450	160,900	189,850	224,000
260号俵	113,125	126,800	142,775	161,250	190,225	224,400
261号俵	113,400	127,100	143,100	161,600	190,600	224,800
262号俵	113,675	127,400	143,425	161,950	190,975	225,200
263号俵	113,950	127,700	143,750	162,300	191,350	225,600
264号俵	114,225	128,000	144,075	162,650	191,725	226,000
265号俵	114,500	128,300	144,400	163,000	192,100	226,400
266号俵	114,775	128,600	144,725	163,350	192,475	226,800
267号俵	115,050	128,900	145,050	163,700	192,850	227,200
268号俵	115,325	129,200	145,375	164,050	193,225	227,600
269号俵	115,600	129,500	145,700	164,400	193,600	228,000
270号俵	115,875	129,800	146,025	164,750	193,975	228,400
271号俵	116,150	130,100	146,350	165,100	194,350	228,800
272号俵	116,425	130,400	146,675	165,450	194,725	229,200
273号俵	116,700	130,700	147,000	165,800	195,100	229,600
274号俵	116,975	131,000	147,325	166,150	195,475	230,000
275号俵	117,250	131,300	147,650	166,500	195,850	230,400
276号俵	117,525	131,600	147,975	166,850	196,225	230,800
277号俵	117,800	131,900	148,300	167,200	196,600	231,200
278号俵	118,075	132,200	148,625	167,550	196,975	231,600
279号俵	118,350	132,500	148,950	167,900	197,350	232,000
280号俵	118,625	132,800	149,275	168,250	197,725	232,400

別表2 職能給表

級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-	2,800	3,500	4,200	17,700	17,700
281号俵	118,900	133,100	149,600	168,600	198,100	232,800
282号俵	119,175	133,400	149,925	168,950	198,475	233,200
283号俵	119,450	133,700	150,250	169,300	198,850	233,600
284号俵	119,725	134,000	150,575	169,650	199,225	234,000
285号俵	120,000	134,300	150,900	170,000	199,600	234,400
286号俵	120,275	134,600	151,225	170,350	199,975	234,800
287号俵	120,550	134,900	151,550	170,700	200,350	235,200
288号俵	120,825	135,200	151,875	171,050	200,725	235,600
289号俵	121,100	135,500	152,200	171,400	201,100	236,000
290号俵	121,375	135,800	152,525	171,750	201,475	236,400
291号俵	121,650	136,100	152,850	172,100	201,850	236,800
292号俵	121,925	136,400	153,175	172,450	202,225	237,200
293号俵	122,200	136,700	153,500	172,800	202,600	237,600
294号俵	122,475	137,000	153,825	173,150	202,975	238,000
295号俵	122,750	137,300	154,150	173,500	203,350	238,400
296号俵	123,025	137,600	154,475	173,850	203,725	238,800
297号俵	123,300	137,900	154,800	174,200	204,100	239,200
298号俵	123,575	138,200	155,125	174,550	204,475	239,600
299号俵	123,850	138,500	155,450	174,900	204,850	240,000
300号俵	124,125	138,800	155,775	175,250	205,225	240,400
301号俵	124,400	139,100	156,100	175,600	205,600	240,800
302号俵	124,675	139,400	156,425	175,950	205,975	241,200
303号俵	124,950	139,700	156,750	176,300	206,350	241,600
304号俵	125,225	140,000	157,075	176,650	206,725	242,000
305号俵	125,500	140,300	157,400	177,000	207,100	242,400
306号俵	125,775	140,600	157,725	177,350	207,475	242,800
307号俵	126,050	140,900	158,050	177,700	207,850	243,200
308号俵	126,325	141,200	158,375	178,050	208,225	243,600
309号俵	126,600	141,500	158,700	178,400	208,600	244,000
310号俵	126,875	141,800	159,025	178,750	208,975	244,400
311号俵	127,150	142,100	159,350	179,100	209,350	244,800
312号俵	127,425	142,400	159,675	179,450	209,725	245,200
313号俵	127,700	142,700	160,000	179,800	210,100	245,600
314号俵	127,975	143,000	160,325	180,150	210,475	246,000
315号俵	128,250	143,300	160,650	180,500	210,850	246,400
316号俵	128,525	143,600	160,975	180,850	211,225	246,800
317号俵	128,800	143,900	161,300	181,200	211,600	247,200
318号俵	129,075	144,200	161,625	181,550	211,975	247,600
319号俵	129,350	144,500	161,950	181,900	212,350	248,000
320号俵	129,625	144,800	162,275	182,250	212,725	248,400
321号俵	129,900	145,100	162,600	182,600	213,100	248,800
322号俵	130,175	145,400	162,925	182,950	213,475	249,200
323号俵	130,450	145,700	163,250	183,300	213,850	249,600
324号俵	130,725	146,000	163,575	183,650	214,225	250,000
325号俵	131,000	146,300	163,900	184,000	214,600	250,400
326号俵	131,275	146,600	164,225	184,350	214,975	250,800
327号俵	131,550	146,900	164,550	184,700	215,350	251,200
328号俵	131,825	147,200	164,875	185,050	215,725	251,600
329号俵	132,100	147,500	165,200	185,400	216,100	252,000
330号俵	132,375	147,800	165,525	185,750	216,475	252,400
331号俵	132,650	148,100	165,850	186,100	216,850	252,800
332号俵	132,925	148,400	166,175	186,450	217,225	253,200
333号俵	133,200	148,700	166,500	186,800	217,600	253,600
334号俵	133,475	149,000	166,825	187,150	217,975	254,000
335号俵	133,750	149,300	167,150	187,500	218,350	254,400
336号俵	134,025	149,600	167,475	187,850	218,725	254,800
337号俵	134,300	149,900	167,800	188,200	219,100	255,200
338号俵	134,575	150,200	168,125	188,550	219,475	255,600
339号俵	134,850	150,500	168,450	188,900	219,850	256,000
340号俵	135,125	150,800	168,775	189,250	220,225	256,400
341号俵	135,400	151,100	169,100	189,600	220,600	256,800
342号俵	135,675	151,400	169,425	189,950	220,975	257,200
343号俵	135,950	151,700	169,750	190,300	221,350	257,600
344号俵	136,225	152,000	170,075	190,650	221,725	258,000
345号俵	136,500	152,300	170,400	191,000	222,100	258,400
346号俵	136,775	152,600	170,725	191,350	222,475	258,800
347号俵	137,050	152,900	171,050	191,700	222,850	259,200
348号俵	137,325	153,200	171,375	192,050	223,225	259,600
349号俵	137,600	153,500	171,700	192,400	223,600	260,000
350号俵	137,875	153,800	172,025	192,750	223,975	260,400

別表2 職能給表

級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-	2,800	3,500	4,200	17,700	17,700
351号俵	138,150	154,100	172,350	193,100	224,350	260,800
352号俵	138,425	154,400	172,675	193,450	224,725	261,200
353号俵	138,700	154,700	173,000	193,800	225,100	261,600
354号俵	138,975	155,000	173,325	194,150	225,475	262,000
355号俵	139,250	155,300	173,650	194,500	225,850	262,400
356号俵	139,525	155,600	173,975	194,850	226,225	262,800
357号俵	139,800	155,900	174,300	195,200	226,600	263,200
358号俵	140,075	156,200	174,625	195,550	226,975	263,600
359号俵	140,350	156,500	174,950	195,900	227,350	264,000
360号俵	140,625	156,800	175,275	196,250	227,725	264,400
361号俵	140,900	157,100	175,600	196,600	228,100	264,800
362号俵	141,175	157,400	175,925	196,950	228,475	265,200
363号俵	141,450	157,700	176,250	197,300	228,850	265,600
364号俵	141,725	158,000	176,575	197,650	229,225	266,000
365号俵	142,000	158,300	176,900	198,000	229,600	266,400
366号俵	142,275	158,600	177,225	198,350	229,975	266,800
367号俵	142,550	158,900	177,550	198,700	230,350	267,200
368号俵	142,825	159,200	177,875	199,050	230,725	267,600
369号俵	143,100	159,500	178,200	199,400	231,100	268,000
370号俵	143,375	159,800	178,525	199,750	231,475	268,400
371号俵	143,650	160,100	178,850	200,100	231,850	268,800
372号俵	143,925	160,400	179,175	200,450	232,225	269,200
373号俵	144,200	160,700	179,500	200,800	232,600	269,600
374号俵	144,475	161,000	179,825	201,150	232,975	270,000
375号俵	144,750	161,300	180,150	201,500	233,350	270,400
376号俵	145,025	161,600	180,475	201,850	233,725	270,800
377号俵	145,300	161,900	180,800	202,200	234,100	271,200
378号俵	145,575	162,200	181,125	202,550	234,475	271,600
379号俵	145,850	162,500	181,450	202,900	234,850	272,000
380号俵	146,125	162,800	181,775	203,250	235,225	272,400
381号俵	146,400	163,100	182,100	203,600	235,600	272,800
382号俵	146,675	163,400	182,425	203,950	235,975	273,200
383号俵	146,950	163,700	182,750	204,300	236,350	273,600
384号俵	147,225	164,000	183,075	204,650	236,725	274,000
385号俵	147,500	164,300	183,400	205,000	237,100	274,400
386号俵	147,775	164,600	183,725	205,350	237,475	274,800
387号俵	148,050	164,900	184,050	205,700	237,850	275,200
388号俵	148,325	165,200	184,375	206,050	238,225	275,600
389号俵	148,600	165,500	184,700	206,400	238,600	276,000
390号俵	148,875	165,800	185,025	206,750	238,975	276,400
391号俵	149,150	166,100	185,350	207,100	239,350	276,800
392号俵	149,425	166,400	185,675	207,450	239,725	277,200
393号俵	149,700	166,700	186,000	207,800	240,100	277,600
394号俵	149,975	167,000	186,325	208,150	240,475	278,000
395号俵	150,250	167,300	186,650	208,500	240,850	278,400
396号俵	150,525	167,600	186,975	208,850	241,225	278,800
397号俵	150,800	167,900	187,300	209,200	241,600	279,200
398号俵	151,075	168,200	187,625	209,550	241,975	279,600
399号俵	151,350	168,500	187,950	209,900	242,350	280,000
400号俵	151,625	168,800	188,275	210,250	242,725	280,400
401号俵	151,900	169,100	188,600	210,600	243,100	280,800
402号俵	152,175	169,400	188,925	210,950	243,475	281,200
403号俵	152,450	169,700	189,250	211,300	243,850	281,600
404号俵	152,725	170,000	189,575	211,650	244,225	282,000
405号俵	153,000	170,300	189,900	212,000	244,600	282,400
406号俵	153,275	170,600	190,225	212,350	244,975	282,800
407号俵	153,550	170,900	190,550	212,700	245,350	283,200
408号俵	153,825	171,200	190,875	213,050	245,725	283,600
409号俵	154,100	171,500	191,200	213,400	246,100	284,000
410号俵	154,375	171,800	191,525	213,750	246,475	284,400
411号俵	154,650	172,100	191,850	214,100	246,850	284,800
412号俵	154,925	172,400	192,175	214,450	247,225	285,200
413号俵	155,200	172,700	192,500	214,800	247,600	285,600
414号俵	155,475	173,000	192,825	215,150	247,975	286,000
415号俵	155,750	173,300	193,150	215,500	248,350	286,400
416号俵	156,025	173,600	193,475	215,850	248,725	286,800
417号俵	156,300	173,900	193,800	216,200	249,100	287,200
418号俵	156,575	174,200	194,125	216,550	249,475	287,600
419号俵	156,850	174,500	194,450	216,900	249,850	288,000
420号俵	157,125	174,800	194,775	217,250	250,225	288,400

別表2 職能給表

級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-	2,800	3,500	4,200	17,700	17,700
421号俵	157,400	175,100	195,100	217,600	250,600	288,800
422号俵	157,675	175,400	195,425	217,950	250,975	289,200
423号俵	157,950	175,700	195,750	218,300	251,350	289,600
424号俵	158,225	176,000	196,075	218,650	251,725	290,000
425号俵	158,500	176,300	196,400	219,000	252,100	290,400
426号俵	158,775	176,600	196,725	219,350	252,475	290,800
427号俵	159,050	176,900	197,050	219,700	252,850	291,200
428号俵	159,325	177,200	197,375	220,050	253,225	291,600
429号俵	159,600	177,500	197,700	220,400	253,600	292,000
430号俵	159,875	177,800	198,025	220,750	253,975	292,400
431号俵	160,150	178,100	198,350	221,100	254,350	292,800
432号俵	160,425	178,400	198,675	221,450	254,725	293,200
433号俵	160,700	178,700	199,000	221,800	255,100	293,600
434号俵	160,975	179,000	199,325	222,150	255,475	294,000
435号俵	161,250	179,300	199,650	222,500	255,850	294,400
436号俵	161,525	179,600	199,975	222,850	256,225	294,800
437号俵	161,800	179,900	200,300	223,200	256,600	295,200
438号俵	162,075	180,200	200,625	223,550	256,975	295,600
439号俵	162,350	180,500	200,950	223,900	257,350	296,000
440号俵	162,625	180,800	201,275	224,250	257,725	296,400
441号俵	162,900	181,100	201,600	224,600	258,100	296,800
442号俵	163,175	181,400	201,925	224,950	258,475	297,200
443号俵	163,450	181,700	202,250	225,300	258,850	297,600
444号俵	163,725	182,000	202,575	225,650	259,225	298,000
445号俵	164,000	182,300	202,900	226,000	259,600	298,400
446号俵	164,275	182,600	203,225	226,350	259,975	298,800
447号俵	164,550	182,900	203,550	226,700	260,350	299,200
448号俵	164,825	183,200	203,875	227,050	260,725	299,600
449号俵	165,100	183,500	204,200	227,400	261,100	300,000
450号俵	165,375	183,800	204,525	227,750	261,475	300,400
451号俵	165,650	184,100	204,850	228,100	261,850	300,800
452号俵	165,925	184,400	205,175	228,450	262,225	301,200
453号俵	166,200	184,700	205,500	228,800	262,600	301,600
454号俵	166,475	185,000	205,825	229,150	262,975	302,000
455号俵	166,750	185,300	206,150	229,500	263,350	302,400
456号俵	167,025	185,600	206,475	229,850	263,725	302,800
457号俵	167,300	185,900	206,800	230,200	264,100	303,200
458号俵	167,575	186,200	207,125	230,550	264,475	303,600
459号俵	167,850	186,500	207,450	230,900	264,850	304,000
460号俵	168,125	186,800	207,775	231,250	265,225	304,400
461号俵	168,400	187,100	208,100	231,600	265,600	304,800
462号俵	168,675	187,400	208,425	231,950	265,975	305,200
463号俵	168,950	187,700	208,750	232,300	266,350	305,600
464号俵	169,225	188,000	209,075	232,650	266,725	306,000
465号俵	169,500	188,300	209,400	233,000	267,100	306,400
466号俵	169,775	188,600	209,725	233,350	267,475	306,800
467号俵	170,050	188,900	210,050	233,700	267,850	307,200
468号俵	170,325	189,200	210,375	234,050	268,225	307,600
469号俵	170,600	189,500	210,700	234,400	268,600	308,000
470号俵	170,875	189,800	211,025	234,750	268,975	308,400
471号俵	171,150	190,100	211,350	235,100	269,350	308,800
472号俵	171,425	190,400	211,675	235,450	269,725	309,200
473号俵	171,700	190,700	212,000	235,800	270,100	309,600
474号俵	171,975	191,000	212,325	236,150	270,475	310,000
475号俵	172,250	191,300	212,650	236,500	270,850	310,400
476号俵	172,525	191,600	212,975	236,850	271,225	310,800
477号俵	172,800	191,900	213,300	237,200	271,600	311,200
478号俵	173,075	192,200	213,625	237,550	271,975	311,600
479号俵	173,350	192,500	213,950	237,900	272,350	312,000
480号俵	173,625	192,800	214,275	238,250	272,725	312,400
481号俵	173,900	193,100	214,600	238,600	273,100	312,800
482号俵	174,175	193,400	214,925	238,950	273,475	313,200
483号俵	174,450	193,700	215,250	239,300	273,850	313,600
484号俵	174,725	194,000	215,575	239,650	274,225	314,000
485号俵	175,000	194,300	215,900	240,000	274,600	314,400
486号俵	175,275	194,600	216,225	240,350	274,975	314,800
487号俵	175,550	194,900	216,550	240,700	275,350	315,200
488号俵	175,825	195,200	216,875	241,050	275,725	315,600
489号俵	176,100	195,500	217,200	241,400	276,100	316,000
490号俵	176,375	195,800	217,525	241,750	276,475	316,400

別表2 職能給表

級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-	2,800	3,500	4,200	17,700	17,700
491号俵	176,650	196,100	217,850	242,100	276,850	316,800
492号俵	176,925	196,400	218,175	242,450	277,225	317,200
493号俵	177,200	196,700	218,500	242,800	277,600	317,600
494号俵	177,475	197,000	218,825	243,150	277,975	318,000
495号俵	177,750	197,300	219,150	243,500	278,350	318,400
496号俵	178,025	197,600	219,475	243,850	278,725	318,800
497号俵	178,300	197,900	219,800	244,200	279,100	319,200
498号俵	178,575	198,200	220,125	244,550	279,475	319,600
499号俵	178,850	198,500	220,450	244,900	279,850	320,000
500号俵	179,125	198,800	220,775	245,250	280,225	320,400
501号俵	179,400	199,100	221,100	245,600	280,600	320,800
502号俵	179,675	199,400	221,425	245,950	280,975	321,200
503号俵	179,950	199,700	221,750	246,300	281,350	321,600
504号俵	180,225	200,000	222,075	246,650	281,725	322,000
505号俵	180,500	200,300	222,400	247,000	282,100	322,400
506号俵	180,775	200,600	222,725	247,350	282,475	322,800
507号俵	181,050	200,900	223,050	247,700	282,850	323,200
508号俵	181,325	201,200	223,375	248,050	283,225	323,600
509号俵	181,600	201,500	223,700	248,400	283,600	324,000
510号俵	181,875	201,800	224,025	248,750	283,975	324,400
511号俵	182,150	202,100	224,350	249,100	284,350	324,800
512号俵	182,425	202,400	224,675	249,450	284,725	325,200
513号俵	182,700	202,700	225,000	249,800	285,100	325,600
514号俵	182,975	203,000	225,325	250,150	285,475	326,000
515号俵	183,250	203,300	225,650	250,500	285,850	326,400
516号俵	183,525	203,600	225,975	250,850	286,225	326,800
517号俵	183,800	203,900	226,300	251,200	286,600	327,200
518号俵	184,075	204,200	226,625	251,550	286,975	327,600
519号俵	184,350	204,500	226,950	251,900	287,350	328,000
520号俵	184,625	204,800	227,275	252,250	287,725	328,400
521号俵	184,900	205,100	227,600	252,600	288,100	328,800
522号俵	185,175	205,400	227,925	252,950	288,475	329,200
523号俵	185,450	205,700	228,250	253,300	288,850	329,600
524号俵	185,725	206,000	228,575	253,650	289,225	330,000
525号俵	186,000	206,300	228,900	254,000	289,600	330,400
526号俵	186,275	206,600	229,225	254,350	289,975	330,800
527号俵	186,550	206,900	229,550	254,700	290,350	331,200
528号俵	186,825	207,200	229,875	255,050	290,725	331,600
529号俵	187,100	207,500	230,200	255,400	291,100	332,000
530号俵	187,375	207,800	230,525	255,750	291,475	332,400
531号俵	187,650	208,100	230,850	256,100	291,850	332,800
532号俵	187,925	208,400	231,175	256,450	292,225	333,200
533号俵	188,200	208,700	231,500	256,800	292,600	333,600
534号俵	188,475	209,000	231,825	257,150	292,975	334,000
535号俵	188,750	209,300	232,150	257,500	293,350	334,400
536号俵	189,025	209,600	232,475	257,850	293,725	334,800
537号俵	189,300	209,900	232,800	258,200	294,100	335,200
538号俵	189,575	210,200	233,125	258,550	294,475	335,600
539号俵	189,850	210,500	233,450	258,900	294,850	336,000
540号俵	190,125	210,800	233,775	259,250	295,225	336,400
541号俵	190,400	211,100	234,100	259,600	295,600	336,800
542号俵	190,675	211,400	234,425	259,950	295,975	337,200
543号俵	190,950	211,700	234,750	260,300	296,350	337,600
544号俵	191,225	212,000	235,075	260,650	296,725	338,000
545号俵	191,500	212,300	235,400	261,000	297,100	338,400
546号俵	191,775	212,600	235,725	261,350	297,475	338,800
547号俵	192,050	212,900	236,050	261,700	297,850	339,200
548号俵	192,325	213,200	236,375	262,050	298,225	339,600
549号俵	192,600	213,500	236,700	262,400	298,600	340,000
550号俵	192,875	213,800	237,025	262,750	298,975	340,400

別表3 職能資格等級基準

## 職 能 資 格 等 級 基 準

職 能 区 分	職 能 資 格 概 念	職 能 資 格 定 義	初 任 格 付	対 応 職 位
(M) 管理・専門職能層	6 統括管理 ・ 高度専門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針を理解し、その浸透と遂行をすることができる。</li> <li>・部門方針の策定に参画し、部門の統括と部門目標を達成する能力を保有する。</li> <li>・高度専門技術・能力の保有及び発揮について、施設内及び対外的にも実務的指導ができる。</li> </ul>		法人事務 局長 施設長
	5 上級管理 ・ 専門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上級管理職又は専門職としての役割意識の向上、高度実行力を保有し、成果を発揮できる。</li> <li>・専門職として、高度な専門知識を保有している。</li> <li>・部門方針の下で部内の統轄指示と部門目標遂行、人材育成を行うことができる。</li> </ul>		施設長 次長 課長
(S) 中間指導職能層	4 判断・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常業務について上長の指導監督の援助を行うことができる。</li> <li>・熟練度の必要とされる業務を遂行できる。</li> <li>・部下、後輩に対して判断を交えながら指導できる。</li> </ul>		係長
	3 熟練非定型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常業務の遂行方針、処理方法について上長の監督の下で低位者の指導を行うことができる。</li> <li>・熟練度のやや高い業務を遂行できる。</li> <li>・部下、後輩に対する指導力を有する。</li> </ul>		主任
(J) 一般職能層	2 定例非定型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型・非定型業務と部分的に判断が入る業務を遂行できる。</li> <li>・実務経験と多少の熟練度合いを要する業務を遂行できる。</li> </ul>	大 卒	
	1 単純定型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の単能定型的職務を遂行できる職務能力を有する。</li> <li>・一般定型的かつ補助的業務を有する。</li> <li>・単能定型職務を行うのに必要な簡単な知識・技能を有する。</li> </ul>	短大卒 専門校卒 高卒	

別表4 初任給給与格付基準

学 歴	職 能 給	
	資格等級	号 俸
大 学 卒	2	37
短大卒 専門校卒	1	38
高 校 卒	1	20

(注)

1. 学歴は、新卒暦とする。新卒外の経験者の採用については、新卒給と経験年数を加味して  
してそのつどきめる。
2. 正看護師は大卒とみなす。
3. 准看護師は、中学卒にあつては高校卒、高校卒にあつては短大卒とみなす。

別表5 経験年数換算表

社会福祉施設、社会福祉 機関及び関係団体又は医 療機関の職員としての在 籍期間	職員の職務とその種類が類似する職務に 従事した期間	100/100以下
	その他の期間	70/100以下(他の職員との均衡を著しく 失する場合は、90/100以下)
上記以外の官公署、民間 企業団体等の職員として の在籍期間	職員としての職務にその経験が直接役立 つと認められる職務に従事した期間	80/100以下
	その他の期間	60/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数 内の期間に限る)	学校	80/100以下
	学校に準ずる教育機関	60/100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、 技術又は経験を必要とする職務に従事 した期間でその職務についての経験が 職員としての職務に直接役立つと認めら れるもの	80/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、 その職務についての経験が職員として の職務に役立つと認められるもの	50/100以下(他の職員との均衡を著 しく失する場合は、80/100以下)
	その他の期間	25/100以下(他の職員との均衡を著しく 失する場合は、50/100以下)

昭和62年 1月 1日適用

(註) 経験ごとの加算年数は小数第2位まで算出しトータルで年未満を切り捨てる

別表6. 特殊業務手当

(支給対象職種)	(支給対象業務)	月額支給額(円)
生活相談員	相談業務	17,000
看護職員	看護業務	17,000
保健師	保健師業務	20,000
介護職員(特養)	介護業務(特養)	19,000
支援員	支員業務	19,000
保育士	保育業務	7,800
主任保育士	施設長補佐、保育業務	9,800
介護職員(通所)	介護業務(通所)	7,000
介護支援専門員	ケアプラン作成業務	17,000
管理栄養士	栄養ケアマネジメント業務	19,000
栄養士	栄養指導業務	7,000
事務職員	労務管理・経理事務業務	10,000

別表7. 削除

別表8. 役職手当

(支給対象職位)	月額支給額(円)
局長職	90,000
部長職	70,000
課長職	50,000
係長職	13,000
主任職	8,000

別表9. 管理職

職位	本部	老福施設	保育所
局長職	事務局長	総合施設長	
部長職	次長、参事	施設長	保育部長
課長職	課長、主幹	課長、主幹	所長、園長、センター長